

多面的機能発揮促進事業に関する計画(変更) の概要

令和7年6月13日

さぬき市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同法第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間			実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無					
○				さぬき市昭和地先 外	無	令和元年度	～	令和5年度	三木町東部環境整備団体	変更内容：協定農用地面積の変更
○				さぬき市鴨部地先 外	無	令和4年度	～	令和8年度	西山活動組織	変更内容：協定農用地面積の変更